

平成 24 年 12 月 17 日
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

「薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令」が一部改正され、新たに 8 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

公布：平成 24 年 12 月 17 日

施行：公布日から起算して 30 日を経過した日（平成 25 年 1 月 16 日）

追加指定薬物

- 化学名：(4-Ethyl-naphthalen-1-yl)(2-methyl-1-pentyl-1*H*-indol-3-yl)methanone
化学名字訳：(4-エチルナフタレン-1-イル)(2-メチル-1-ペンチル-1*H*-インドール-3-イル)メタン
通称等：JWH-213
- 化学名：*N*-(1-Amino-3-methyl-1-oxobutan-2-yl)-1-(4-fluorobenzyl)-1*H*-indazole-3-carboxamide
化学名字訳：*N*-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド
通称等：AB-FUBINACA
- 化学名：Ethyl 2-phenyl-2-(piperidin-2-yl)acetate
化学名字訳：2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル
通称等：エチルフェニデート
- 化学名：2-(4-Chloro-2,5-dimethoxyphenyl)-*N*-(2-methoxybenzyl)ethanamine
化学名字訳：2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-*N*-(2-メトキシベンジル)エタンアミン
通称等：2C-C-NBOMe
- 化学名：5-Iodoindan-2-amine
化学名字訳：5-ヨードインダン-2-アミン
通称等：5-IAI
- 化学名：1-(4-Ethylphenyl)-2-(methylamino)propan-1-one
化学名字訳：1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン
通称等：4-エチルメカチノン
- 化学名：1-(Benzofuran-6-yl)propan-2-amine
化学名字訳：1-(ベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン
通称等：6-APB
- 化学名：1-(1*H*-Indol-5-yl)propan-2-amine
化学名字訳：1-(1*H*-インドール-5-イル)プロパン-2-アミン
通称等：5-API

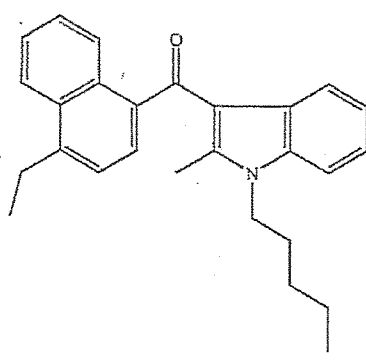
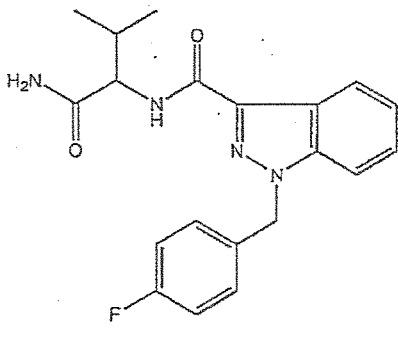
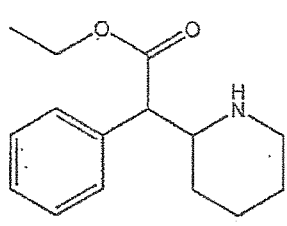
※ 指定薬物として指定する物には上記物質の塩類及びこれらを含む物を含みます。
通称名は複数ありますのでここに掲載しているものだけとは限りません。

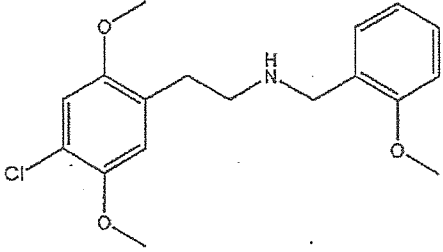
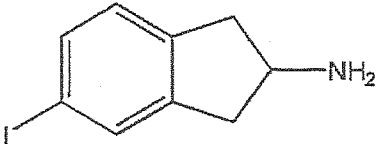
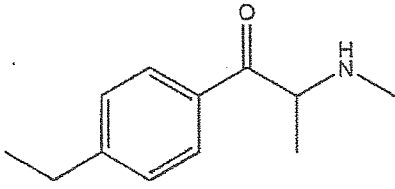
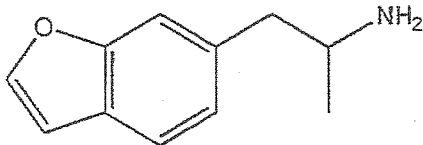
「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保険衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第 2 部門
(電話：03-3599-6338)

指定物質一覧

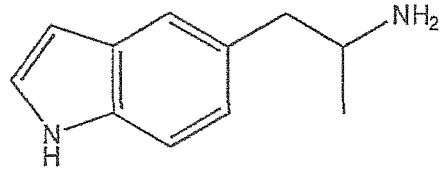
<p>1</p>	<p>(4-エチルナフタレン-1-イル)(2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタン</p>
<p>(通称:JWH-213)</p>	
<p>2</p>	<p>N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド</p>
<p>(通称:AB-FUBINACA)</p>	
<p>3</p>	<p>2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル</p>
<p>(通称:エチルフェニデート)</p>	

4	<p>2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン</p> <p>(通称:2C-C-NBOMe)</p> 
5	<p>5-ヨードインダン-2-アミン</p> <p>(通称:5-IAI)</p> 
6	<p>1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン</p> <p>(通称:4-エチルメカチノン)</p> 
7	<p>1-(ベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン</p> <p>(通称:6-APB)</p> 

1-(1*H*-インドール-5-イル)プロパン-2-アミン

8

(通称:5-API)



省 令

厚生労働省令第五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十八條の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十七日

厚生労働大臣 三井 辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

第一条 第九十一号を第九十九号とし、第八十七号から第九十号までを八号ずつ繰り下げ、第八十八号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四 五－ヨードインダン－ニ－アミン及びその塩類

第一条 第八十五号を第九十二号とし、第五十八号から第八十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十七号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四 一－（ベンゾフラン）六－イル）プロパン－ニ－アミン及びその塩類

第一条 第五十六号を第六十二号とし、第四十三号から第五十五号までを六号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 二－フェニル－ニ－（ピペリジン－ニ－イル）酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条 第四十一号を第四十六号とし、第二十五号から第四十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 二－（四－クロロ）二－五－ジメトキシフェニル）－N－（二－メトキシベンジル）エタニ－アミン及びその塩類

第一条 第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四 四－エチルナフタレン－ニ－イル）二－メチル－一－ベンチル－一－インドール－三－イル）メタン及びその塩類

二十五 一－（四－エチルフェニル）－ニ－（メチルアミン）プロパン－一－オン及びその塩類

第一条 第二十号を第二十二号とし、第十四号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 一－（H－インドール）五－イル）プロパン－一－アミン及びその塩類

第一条 第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 N－（一－アミノ）三－メチル－一－オキソブタン－ニ－イル）－一－（四－フルオロペンジル）－一－H－インダゾール）三－カルボキサミド及びその塩類

第二条 第五号の表中「一（四－メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む有する物の項の次に次のように加える。

五－ヨードインダン－ニ－アミン、その塩類、元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途及びこれらを含む有する物

附則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告 示

総務省告示第四百六十二号

オプジェクト識別子に係る推奨通信方式（平成二年郵政省告示第七百二十九号）第三の4の②のイの規定に基づき、次のとおりレベル4のオプジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

平成二十四年十二月十七日

総務大臣 橋本 伸二

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十七日

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 登録年月日 氏名

四二九六 二四 一 一 三〇 井上 晋一

四二九七 二四 一 一 三〇 齋藤 豊一

四二九八 二四 一 一 三〇 長谷川 敬

四二九九 二四 一 一 三〇 石橋克比古

四三〇〇 二四 一 一 三〇 井上 春海

四三〇一 二四 一 一 三〇 高橋麻美子

四三〇二 二四 一 一 三〇 徳善 英司

四三〇三 二四 一 一 三〇 知田 伸介

四三〇四 二四 一 一 三〇 徳田 伸介

四三〇五 二四 一 一 三〇 井上深帆名

〇法務省告示第五百十六号

山形県西村山郡朝日町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年一月十七日までに、同町長に対して、次の手続をしなくてはならない。

一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱托をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更正し出ること。

二 前項に掲げる除籍の原本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続についてはわからないことがあれば、朝日町役場又は山形地方方法務局寒河江支局に照会すること。
平成二十四年十二月十七日
法務大臣 滝 実
山形県西村山郡大谷村大字玉ノ井二百七十九番地之四
堀 小吉

〇法務省告示第五百十七号

左記の者の申請に係る日本國に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十二月十七日

法務大臣 滝 実

大阪府平野区平野町1丁目15番10-11号

住居 金成紀 昭和60年7月5日生

住居 神戸市灘区一丁目2番22-602号

住居 張 昭昭和57年10月12日生

住居 熊谷 昭昭和58年11月19日生

住居 熊谷 昭昭和58年10月7日生

住居 兵衛東宮市須佐町7番19号

住居 梁相美 昭昭和58年12月17日生

住居 兵衛東宮市須佐町9番8-36号

住居 梁 昭昭和58年4月19日生

住居 兵衛東宮市毛屋360番地26

住居 金相徳 昭昭和8年10月22日生

住居 兵衛東宮市中区栄生町1丁目6番地

住居 金相徳 昭昭和59年3月1日生

住居 兵衛東宮市保土ヶ谷区川崎町1404番地

住居 慶丹 昭昭和58年10月10日生

住居 川崎市中区上小田中2丁目20番16号

住居 劉偉 昭昭和59年3月2日生

住居 兵衛東宮市中区上小田中2丁目20番16号

住居 張氏 昭昭和58年7月24日生

住居 兵衛東宮市北區島山町657番地1

住居 金成敏 昭昭和59年2月11日生

住居 兵衛東宮市戸塚区兵衛町802番地2

住居 李玉姬 昭昭和58年4月2日生

住居 兵衛東宮市五反田区下町4丁目24番地1

住居 丁明香 昭昭和58年10月16日生

住居 名古屋市守山区今町303番地1

住居 柳真美 昭昭和59年7月5日生

住居 兵衛東宮市藤ノ井町南川80番地2

住居 曹立娜 昭昭和55年1月23日生

住居 山形県西宮市今町1丁目1番4-801号

住居 趙曉大 昭昭和3年12月28日生